

○宮崎大学医学部附属病院薬事委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成18年4月1日 平成19年10月16日
平成27年9月16日 令和4年4月20日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院に薬事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項(放射性医薬品を除く。)を審議する。

- (1) 医薬品の採用及び削除に関すること。
- (2) 使用医薬品の副作用に関すること。
- (3) 病院医薬品集の編集又はその改訂に関すること。
- (4) 薬剤情報活動に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科長のうちから 5人
- (2) 診療科の副科長のうちから 3人
- (3) 医療安全管理部から 1人
- (4) 薬剤部長
- (5) 副薬剤部長、調剤室長及び薬品情報室長
- (6) 看護部長
- (7) 管理課長
- (8) 医事課長

2 前項第1号から第3号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、薬剤部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、薬剤部において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年4月20日から施行する。